

2012年6月初版
2016年2月12日改定
2016年5月10日改定

NOCS レンタルボックス ご利用マニュアル

NOCS 長崎卸センターサービス株式会社

〒851-0134 長崎市田中町 1201
TEL095-837-8111
FAX095-838-8622
<http://www.nocs064.com>

目次

1.ご利用にあたって	1
2.施設案内	3
3.利用タイプと料金	4
4.利用上の禁止事項	4
5.収納品の制限	4
6.レンタルボックス利用規定	5
7.レンタルボックス利用申込書及び確認書	9
8.レンタルボックス鍵預り書	10
9. レンタルボックス賃貸借契約解約通知書	11

1.ご利用にあたって

NOCS（長崎卸センターサービス株）の「レンタルボックス」は、皆様方が必要な時に必要な期間ご利用できる便利な収納・保管のレンタル専用のスペースです。

例えばご家庭に収納できないレジャー用品、自転車、玩具、引っ越し時の家財等の一時保管に、会社の不用品や書類のスペース等様々な用途でご利用頂けます。又、大型バイク専用のボックスも準備しております。

海上コンテナ利用のトランクルームで、構造も頑丈で搬入搬出も楽々、大切な荷物をしっかりガードします。

お申し込み時にご用意いただくもの(個人)

認印・身分証明書（免許証コピー）

お申し込み時にご用意いただくもの(法人)

代表者印・商業登記簿謄(抄)本

お申込み手続き

「利用申込書及び確認書」にご記入・ご捺印の上、お申し込みください。

申込先



長崎卸センターサービス株

〒851-0134 長崎市田中町 1201
TEL095-837-8111 FAX095-838-8622

営業日 月～金曜日（祝日、年末年始 12月30日～1月4日、8月14日～16日を除く）

利用料及び保証金の支払

- 1.初めてご利用される方は、お申し込み時に利用料及び保証金を、現金又は指定の金融機関へお振込ください。
- 2.翌月以降の利用料金のお支払いは、毎月25日（金融機関休業日の場合は翌営業日）に翌月分の利用代金をご指定の口座（十八銀行）から自動振替とさせていただきます。自動振替によらない場合は、現金又は、指定の金融機関へお振込ください。
- 3.保証金は利用料金の1ヵ月分とします。利用を終了する場合、保証金は返戻するものとなりますが、当社が利用者に対して請求できる債権がある場合は、返戻代金から控除できるものとなります。
- 4.振込手数料はご利用者の負担とさせていただきます。
- 5.利用料金は月単位で算定させていただきます。※2ヵ月以上利用の場合、初月日割

鍵の受渡し

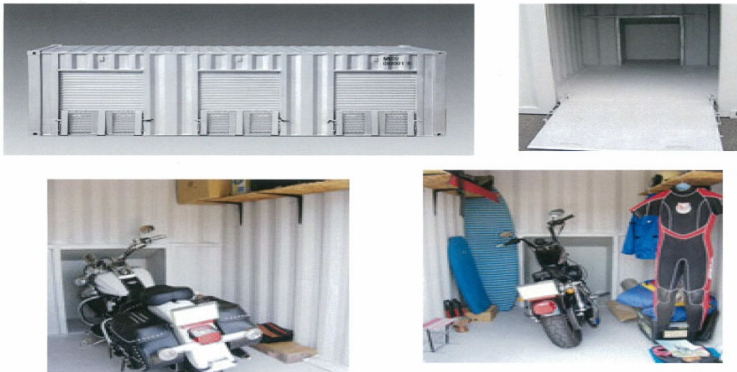
鍵の受渡しにつきましては、初回利用料金及び保証金のお支払いを確認しましたら、長崎卸センター組合会館内 NOCS 事務所でお渡しいたします。尚、その際、鍵の預かり書をご提出いただきます。

利用終了のお手続き

- 1.当社の立会確認を受けていただき、異常がなければ鍵をご返却いただきます。
- 2.室内の収納物は全て搬出いただき、ご利用当初の状態に戻してください。
- 3.保証金は利用終了時に鍵と引き換えにご返金、又は、ご指定の預金口座へ送金させていただきます。その際、振込手数料につきましては、当社にて負担致します。
- 4.当社が利用者に対して請求できる債権が残存し、未精算の場合には、保証金の返戻は精算完了まで留保する事ができ、未清算費用と保証金を相殺する場合は、利用者宛その通知をするものとなります。

2.施設案内

NOCS レンタルボックスイメージ



設置場所



山側

Bタイプ
*バ 17可

B	B	B	B	B	B	B	B
17	18	19	20	21	22	23	24

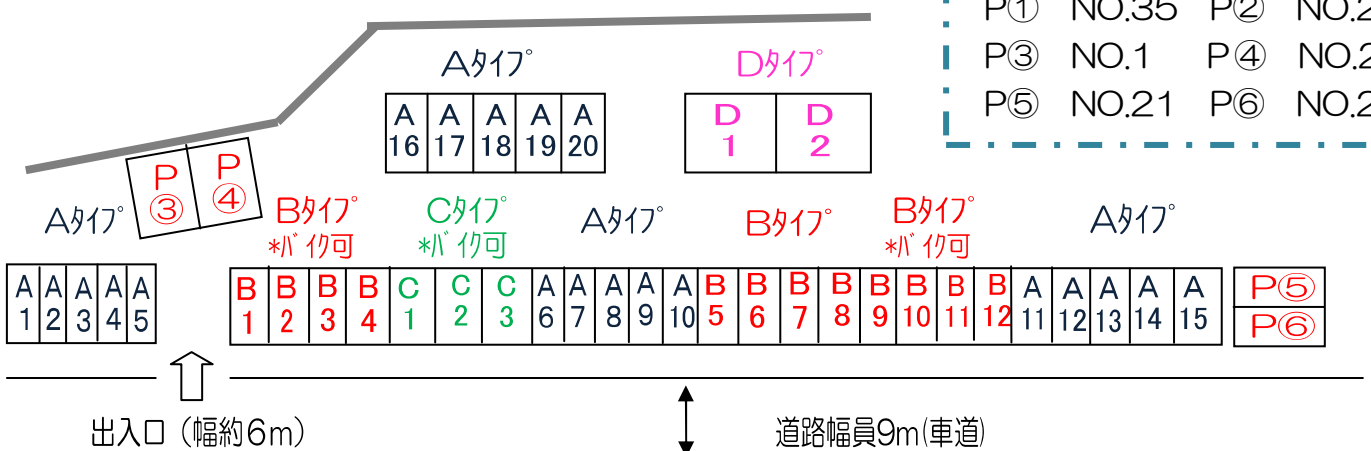
Bタイプ
*バ 17可

Aタイプ

P	B	B	B	B	A	A	A	A	P
①	13	14	15	16	21	22	23	24	②

道路幅員9m(車道)

レンタルボックス配置図



3.利用タイプと料金

種 類	スペース（内寸）	月額利用料金	部屋数
Aタイプ	約 1.6 畳 幅 1.14m×奥行 2.27m×高さ 2.3m	5,000 円 (税別)	25
Bタイプ	約 2.0 畳 幅 1.43m×奥行 2.27m×高さ 2.3m	8,000 円 (税別)	4
Bタイプ *バイク可	約 2.0 畳 幅 1.43m×奥行 2.27m×高さ 2.3m	8,000 円 (税別)	20
Cタイプ *バイク可	約 2.6 畳 幅 1.93m×奥行 2.27m×高さ 2.3m	10,000 円 (税別)	3
Dタイプ	約 4.0 畳 幅 2.86m×奥行き 2.27m×高さ 2.3m	15,000 円 (税別)	2

4.利用上の禁止事項

●**利用に際して次の行為は行わないでください**

- 1.利用権及び利用レンタルボックスの全部又は一部を第三者に譲渡すること。
- 2.利用レンタルボックスの改造、改築や貼り紙、釘類を使用すること。
- 3.利用レンタルボックスを収納以外に使用すること。
- 4.火気の使用や騒音、臭気を発生させる行為。

5.収納品の制限

●**利用室内に次のような物品は収納しないでください。**

- 1.貴金属や現金、美術品などの高価なもの。
- 2.動物や植物などの生物。
- 3.果物や肉、魚等の腐敗しやすいもの。
- 4.精密機器や和服等の湿度、温度の変化に弱いもの。
- 5.ガソリン、灯油、火薬等の危険物、可燃物。
- 6.公序良俗に反する等当社が収納にふさわしくないと判断したもの。
- 7.収納物の変質・毀損に対しまして、当社は責任を負いませんのでご了承ください。

長崎卸センターサービス㈱レンタルボックス利用規定

【 総 則 】

第 1 条 この規定は、長崎卸センターサービス㈱（以下NOCSという）レンタルボックスの利用について下記条項により定める。

【区画スペース】

第 2 条 レンタルボックスの貸し出しスペースは次のとおりとする。

- ① Aタイプ 約1.6畳 幅1.14m×奥行2.27m×高さ2.30m
- ② Bタイプ 約2.0畳 幅1.43m×奥行2.27m×高さ2.30m
- ③ Cタイプ 約2.6畳 幅1.93m×奥行2.27m×高さ2.30m
- ④ Dタイプ 約4.0畳 幅2.86m×奥行2.27m×高さ2.30m

【利用料及び支払い方法】

第 3 条 利用料及び支払い方法等は次のとおりとする。

利用料

- ① Aタイプ 1 ヶ月 5,000円（税別）
- ② Bタイプ 1 ヶ月 8,000円（税別）
- ③ Cタイプ 1 ヶ月 10,000円（税別）
- ④ Dタイプ 1 ヶ月 15,000円（税別）

利用期間が1 ヶ月に満たない場合でも月額料金とする。

(1) 保証金

保証金は利用料の1 ヶ月分とする。

利用を終了する場合、保証金は無利息で返金するものとする。

請求できる債権がある場合、保証金から控除できるものとする。

(2) 支払い方法

申し込み時に利用料及び保証金を、現金又は指定の金融機関への振込で支払うものとする。

以降の支払いは、以下の方法により行うものとする。

ア) 当社の指定する自動振替日（毎月 25 日金融機関休業日は翌営業日）に指定口座（十八銀行）より翌月分を自動振替により行う。

イ) ア) によらない場合は、翌月分を現金又は当社の指定する口座へ振込により支払うものとする。

ウ) 各支払いの都度、個々の利用料につき請求書は発行しない。

(3) 延滞金

利用者は、NOCS が定めた日までに利用料を支払わない場合は、その日の翌日から支払いのあった時まで、または、収容物の撤去・処分等が実施され、貸出スペースが完全に空いた時まで、年率6%の割合で延滞金を支払うものとする。

【利用料の変更】

第 4 条 公租公課、物価の変動、その他の事由により利用料が不相当となったときは、料金を改定できるものとする。この場合、変更する日の1 ヶ月前までに利用者に通知するものとする。

【利用申込及び承諾】

第 5条 当等施設を利用する場合は利用申込書を以ってNOCSに提出しなければならない。また当社は申込者に対して承諾書を交付または送付するものとし、当該承諾書の到達した時点で承諾の効力を発生するものとする。

- (1) 個人の申し込みの際には住所、氏名が確認できる公的な身分証明書の写しを添付するものとする。
- (2) 未成年者が申込をする際には保護者の同意書を添付することとする。
- (3) 本申込記載の住所、氏名等を変更したとき及び承諾書を紛失したときは、遅滞なくNOCSに届け出するものとする。

【鍵の取り扱い】

第 6条 鍵の引き渡しは、NOCSが初回の利用料及び保証金の入金確認後、利用開始日に利用者引き渡すものとする。但し利用開始日がNOCSの営業時間外の場合はこの限りではない。

・営業時間は次のとおり。

- ① 営業日 月～金曜日（年末年始12月30日～1月4日、8月14日～16日、祝日を除く）
- ② 営業時間 午前8時30分～午後5時30分

【収納物品の出し入れ等】

第 7条 収納物の出し入れ等については次のとおりとする。

利用者はNOCSが貸し出す鍵により24時間（365日）出し入れをする事ができるものとする。

・鍵を紛失または交換が必要な場合は合鍵製作の実費を徴収し再度貸し出す。

【利用上の禁止事項】

第 8条 利用に際しての禁止事項は次のとおりとする。

- ① 利用権及びレンタルボックスの全部または一部を第三者に譲渡すること。
- ② 扉及び壁に貼り紙や釘類を使用すること。
- ③ レンタルボックス内の改造。
- ④ 火気の使用。
- ⑤ 騒音、臭気を発生させる行為。
- ⑥ その他、公序良俗に反すると思われること。

【収納物品の制限】

第 9条 利用室内に次の様な物品を収納することはできないものとする。

- ① 貴金属、現金、有価証券、貴重品。
- ② 動物、植物等の生物。
- ③ 腐食しやすい物品、不潔な物品。
- ④ 湿気のある物品、湿気を発生する物品、不快な臭気を発する物品。
- ⑤ 湿度、温度の変化によりそのものの機能が劣化する恐れのある物品。
- ⑥ 危険物、可燃物。
- ⑦ 人身、財産、生活等に危害を及ぼす可能性のある物品。
- ⑧ 公序良俗に反する物品等、NOCSが収納に相応しくないと判断する物品。

【引き取りされない収納物品の扱い】

第10条 当社は、本取決めにより、この契約が終了したのち、利用者が当社の催告にもかかわらず収納物を引き取らない場合、または、当社の催告が当社あて届け出の住所に送達したにもかかわらず到達せず、本来到達した日より3営業日を経過した場合、利用者に通知した上で、または、催告が到達しない場合には通知しないで、当社が適当と判断する方法により、収納物を別途の保管に移すものとする。

- (1) 別途保管に移した収納物につき、別途保管に移した日より1ヵ月を経過した場合、当社は当該収納物を処分することができるものとする。
- (2) 収納物が腐敗または変質する恐れがある場合は、必要に応じて収納物の処分を行うものとする。
- (3) 当社は、第1、2項の規定により処分をした場合、利用者にその旨通知し、費用が発生した場合には、その費用を利用者あて請求できるものとする。
- (4) 当社が第1から3項の規定により処分し費用が発生した場合、保証金からその発生した費用を控除し、残額があるときは利用者に返還し、不足があるときは、当該不足額を請求することができるものとする。

【損害賠償】

第11条 利用者若しくは、その関係者が故意または過失によりレンタルボックスに損害を与えた場合にはNOCSに速やかに通知すると共に、その一切の賠償責任を負うものとする。

- (1) NOCSは収納物の毀損については一切の責任を負わないものとする。
- (2) 天災事故、火災、盗難等の事故、レンタルボックスの起因により発生した事故並びに他の利用者に関連した事故により、利用者若しくは、その関係者が被った損害について、NOCSは一切の責任を負わないものとする。但し、NOCSに過失があると認められた時は、この限りではない。

【レンタルボックスの点検】

第12条 NOCSは必要に応じレンタルボックス内の点検を行なう事ができるものとする。

【利用の解除】

第13条 NOCSは、次の事由が発生した場合は、契約を解除する事ができる。

- ① 収納物品が第9条の取り決めに違反する事が明らかとなったとき。
- ② 利用者が第12条による収納物品の検査を拒否したとき。
- ③ 利用者が利用料の支払を2ヵ月以上遅延したとき。
- ④ 利用者が第4条による料金の変更に「合理的理由もなく」応じなかったとき。
- ⑤ 収納物品がNOCSまたは第三者に損害を与えたとき、または与える恐れがあると判断されたとき。
- ⑥ NOCSが当施設を提供できなくなったとき、または事業を廃止しようとするとき、利用者は遅滞なく利用料その他の費用及び延滞金を支払い、収納物品を引き取りするものとする。
- ⑦ NOCSが第1号から第5号の事由により契約を解除した場合、これによる損害については、責任を負わないものとする。

【利用の終了】

第14条 利用の終了の際は、利用者は終了原因の如何に係らず、次の各号に従わなければならないものとする。

- ① 利用者は、レンタルボックス内の自己の収納物品を全て撤去し、原形に復した上でNOCS立会を受けたのち、NOCSに返還するものとする。
- ② 申込期間前に終了する場合はNOCSに1ヵ月前までに申し出る。
- ③ 利用終了と同時に利用ボックスを明け渡さない時は、利用者は明け渡しするまでの間、利用料の倍額に相当する損害金をNOCSに支払うものとする。

【個人情報保護】

第15条 NOCSは個人情報保護法に基づき、契約行為等から得た利用者の個人情報を適切に管理するものとする。

【保険】

第16条 建物の火災保険及び施設賠償保険については、NOCSで付保するが、レンタルボックス内の収納物品は利用者が付保するものとする。

【協議事項】

第17条 利用に際して疑義を生じた時は、利用者夫々が善意を以って協議する。

【その他】

第18条 この規定に定めのない事項や緊急事態、その他必要な事項はNOCSで決定するものとする。

(合意管轄)

本契約に基づく取引に関して訴訟の必要を生じた場合には、当該施設の所在を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに合意します